

令和5年10月31日

(志賀町工事等請負業者選考委員会決定)

志賀町建設工事請負業者の指名停止について

志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱第2条第1項別表第2第1号の規定に該当すると認められるため、下記のとおり指名停止とする。

1 商号又は名称	有限会社 青谷工業
2 住所	石川県羽咋郡志賀町徳田丙の52番地1
3 指名停止期間	令和5年10月30日から 令和6年10月29日まで(12箇月)
4 理由	令和5年7月に志賀町が発注した「令和5年度老朽管路耐震化更新事業配水管更新工事(倉垣2工区)」の指名競争入札において、贈賄などの疑いで、取締役が令和5年10月30日に逮捕された。 このことは、志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱第2条第1項(別表第2第1号(贈賄))の規定に該当すると認められるため、指名停止とする。

【事務担当】

企画財政課

電話 0767-32-9331 (直通)